

医療機関の皆様へ

## 難病医療費助成制度における負担上限月額管理票の取扱いの変更について

平成 27 年 1 月 1 日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」による医療費助成制度で使用している「負担上限月額管理票」について、医療機関や受給者の皆様から多くの御意見をいただき、以下のように取扱いを変更いたします。

施行早々の変更で御迷惑をおかけしますが、御対応をよろしくお願いいたします。

### 「年月」「受診者」「受給者番号」が空欄のまま受給者に送付します。

平成 年 月 負担上限月額管理票					
受診者					受給者 番号
負担上限月額 特定医療費（指定難病）受給者証記載の通り 下記のとおり、負担上限月額に達しました。					
日付	指定医療機関名				確認印
日					
日付	指定 医療機関名	医療費 総額	自己 負担額	月額 の累計	徴収 印
日					
日					
日					
日					
日					
日					

※記入欄が不足した場合は、裏面に記入してください。  
※受給者証と併せて、本管理票を指定医療機関の窓口へ提出してください。  
※本管理票は、使用後 2 年間は保管をお願いいたします。

今まで、「年月」「受診者」「受給者番号」について、静岡県で印字したものを受給者に送付し、「印字のない管理票は使用できない」としてきました。

しかし、管理票をなくしてしまう・誤って破棄されてしまう受給者がいること、1 か月に何度も受療し 1 枚では書ききれない受給者がいること、その他様々な理由から、今後は「年月」「受診者」及び「受給者番号」は空欄のまま受給者に送付します。

受給者には、自身で受療前に「年月」「受診者」及び「受給者番号」を記載していただくよう、案内をいたします。

なお、この変更後も当初印字されていた「管理票」は有効です。印字のあるものとないものが混在することになりますが、どちらも有効なものとして取り扱ってください。

### Q & A

Q 1 空欄のままを提示されたら？

A 1 その場で受給者証を確認して記載してもらってください。

念のため、同じ月に他の医療機関で受療し記載したものがいないか、受給者に確認してください。

Q 2 提示された受給者証と内容が違っているがどうしたらよいか？

A 2 疾病対策課まで御連絡ください。

### お問合せ先

静岡県庁 疾病対策課 難病対策班 TEL 054-221-3393

- ・ 県単独疾患（橋本病・突発性難聴）における月額自己負担限度額管理票も同様をお願いいたします。
- ・ 指定医療機関および指定医の指定通知書の発行および県ホームページへの掲載が遅れていることを、お詫びいたします。大変申し訳ありませんが今しばらくお待ちください。